

富山県中小企業活性化協議会

組織概要

・中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法の規定に基づき、国がすべての都道府県に設置した、中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応する公正中立な機関です。
・中小企業等経営強化法に基づき認定された士業、金融機関等専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援し助言も行います。

人員構成

<支援業務部門10名>

- ・統括責任者1名（金融機関出身）
- ・統括責任者補佐9名（金融機関出身4名、中小企業診断士3名、公認会計士1名、弁護士1名）

支援業務詳細

（支援可能な課題等）

- ①収益力改善支援
- ②事業再生支援
- ③再チャレンジ支援
- ④早期経営改善計画策定支援
(通称:ポスコロ事業)
- ⑤経営改善計画策定支援
(通称:405事業)

（支援可能な解決手段等）

- ①収益力の低下などに対し、課題・問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を行う。
- ②過剰債務を抱え一時的に経営が悪化しているが、主力事業では黒字が見込まれ、財務や事業の見直しなどにより再生可能な中小企業者に対し、再生計画策定支援、金融調整等を行う。
- ③円滑な廃業や経営者・保証人の再スタートに向けて、各種アドバイスや代理人弁護士の紹介を行う。また、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。
- ④客観的な経営状況の把握と改善計画の助言・費用補助 金融機関との関係づくり。
- ⑤金融支援、事業計画立案の助言、ガバナンス強化の仕組み作り

連絡先等

富山県富山市高田527番地 情報ビル2階 公益財団法人富山県新世紀産業機構内
連絡先（代表）076-444-5663（ポスコロ・405事業専用）076-441-2134
メールアドレス kasseika@toyama-kasseikyo.go.jp
営業時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日休み）

収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援の全体像

- 中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づき2003年に創設された中小企業再生支援協議会が前身。中小企業の「駆け込み寺」として全国47都道府県に設置し、地銀OBや士業等の専門家を配置。
- 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの最大化を目指し、中小企業活性化協議会がハブとなり、事業者のフェーズに応じて認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会が伴走支援する体制を整備。

相談
対応

計画策定・金融調整支援

収益力改善フェーズ

再生フェーズ

再チャレンジフェーズ

認定経営革新等支援機関が伴走

早期経営改善支援（'17～）

- ・ 金融支援まで至る前段階において、早期の経営改善を必要とする事業者が対象。
- ・ 事業者は、認定経営革新等支援機関の助けを借りて、資金繰り計画等の基本的な計画を策定。

経営改善支援（通常枠/'13～）

- ・ リスク、新規融資等の金融支援を必要としているものの自らの力では経営改善計画を策定できない事業者が対象。事業者は、認定経営革新等支援機関の助けを借りて経営改善計画を策定。

経営改善支援（中小版GL枠*/'22～）

- ・ 私的整理に取り組む事業者を対象とし、中小企業の事業再生等のための私的整理手続（中小版GL）に基づき、事業者は認定経営革新等支援機関、第三者支援専門家等の助けを借りて計画を策定。

中小企業活性化協議会が必要に応じて助言（'22/04～）

収益力改善支援（'22～）

- ・ 有事に移行する恐れのある中小企業が対象。
- ・ 収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）の策定を支援。

プレ再生支援（'22～）

- ・ 将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。

再生支援（'03～）

- ・ 収益性のある事業はあるが、財務上の問題がある事業者が対象。
- ・ 専門家の助けを借りて、債権放棄や第二会社方式などの抜本的な再生手法を含む再生計画を策定。

再チャレンジ支援（'18～）

- ・ 事業継続が困難な中小企業、経営者等が対象。
- ・ 円滑な廃業・経営者等の再スタートに向け、新協議会は、中小版GLや経営者保証GL等を活用し、弁護士等の外部専門家をサポート。

中小企業活性化協議会が伴走

中小企業活性化協議会が一元的に対応

事例1.第二会社方式による債務免除を実施し、創業家による自主再建を図った事例

事例概要

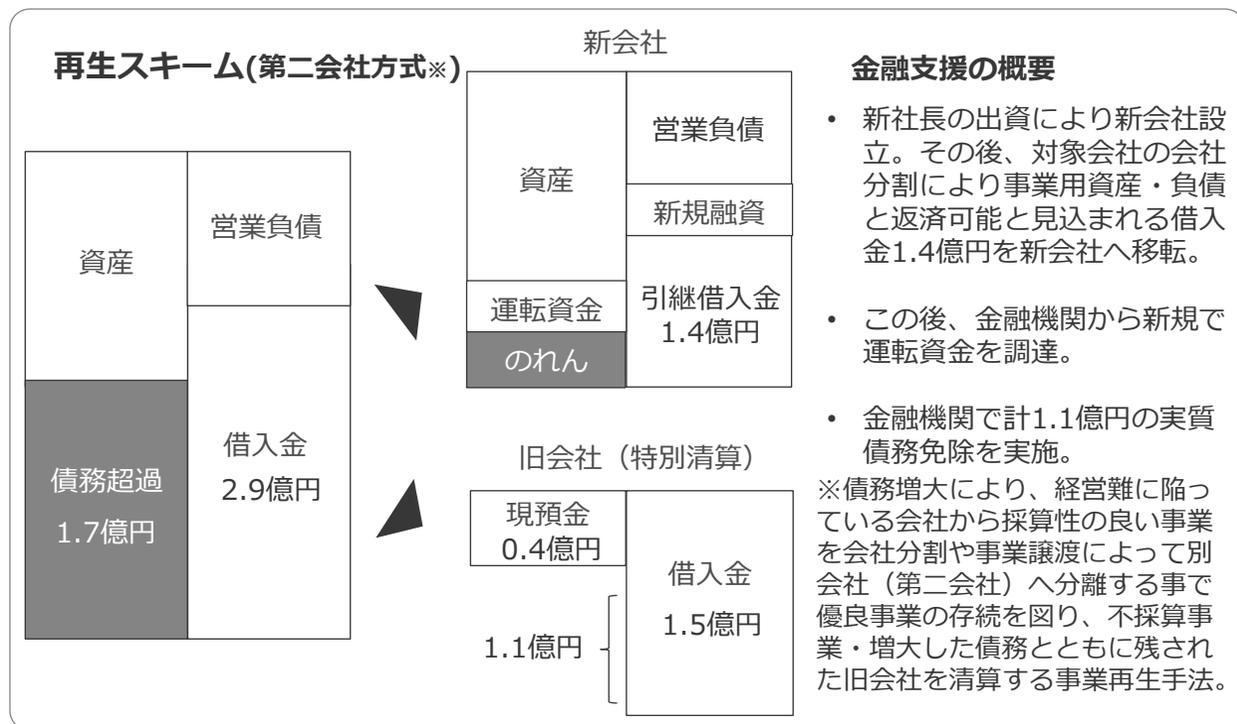
会社内容：創業50年超の運送・倉庫事業者。本社ほか複数の物流センターを運営し、直近売上高は7億円程度。主力搬送物は年々物流量が減少、過剰な設備投資もあり業績が低下。

コロナによる影響：コロナ前に中小企業再生支援協議会（現・中小企業活性化協議会）の下で再生計画を策定中であったが、コロナの影響による資金繰り悪化に伴い特例リスク支援に移行。

現況：特例リスク支援中においても、改善施策（拠点集約や内部オペレーション見直し）を着実に実行し、近時は僅かながら黒字を確保している。

再生におけるポイント

- ・ コロナ禍での一時的な資金繰り逼迫を協議会関与により、各金融機関から元金返済猶予の支援を受けて乗り切った。
- ・ 返済猶予中にも改善施策を着実に実行したことで金融機関の積極支援方針を引き出した。
- ・ 新会社への許認可引継ぎに関して、代理人弁護士と当局との交渉によりスムーズに進んだ。



金融支援の内容

- ・ 協議会関与の下、改善施策を実行し黒字を確保した代表取締役の実子を金融機関が高く評価。本人が全額出資により新会社を設立するとともに代表者に就任。
- ・ 対象会社の会社分割により事業用の資産・負債に加えて返済可能と見込まれる借入金を新会社へ移転。金融機関は借入金1.1億円について旧会社の特別清算手続において実質債務免除を実施。加えて、新会社へ運転資金として新規融資を実行。

事例2. 地域の事業スポンサーを活用した第二会社方式による債務免除を実施し、地域の貴重な交通インフラの維持を図った事例

事例概要

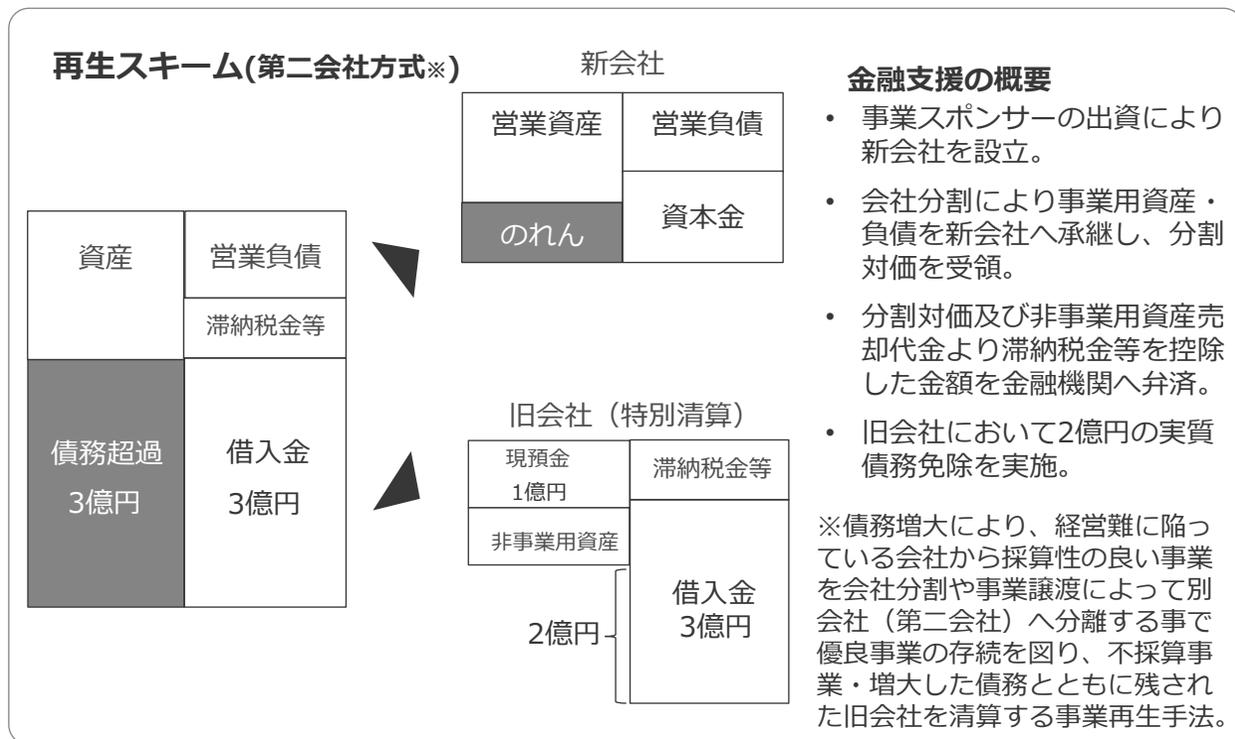
会社内容：地方都市を中心に業務を行っているタクシー会社。車両保有台数約60台、従業員65名程度でコロナ前は売上高3億円程度。従来より管理体制が不十分であり乗務員1名当たり売上高が低く、固定費が高い状況で赤字が継続していた。

コロナによる影響：緊急事態宣言等によりタクシー需要が大きく減少し、売上高が1.5億円まで落ち込み大幅な赤字を計上。

現況：過大な債務超過であることに加え、多額の滞納税金等が発生している状況。

再生におけるポイント

- 多額の滞納債務を抱えており自主再建が困難な状況の中、地域の貴重な交通インフラを支えるため同業かつ地域の事業スポンサーにより再生を図る。
- 事業スポンサーによる新たな経営体制の下、管理体制を見直すことにより、収益力の改善を図る。



金融支援の内容

- 当社事業を新会社(事業スポンサーが出資)へ会社分割し当社は分割対価を受領。
- 旧会社において分割対価及び非事業用資産売却代金により、滞納税金等を返済後、金融機関へ1億円を返済。返済後の借入金2億円(保証協会の求償権を含む。)について旧会社の特別清算手続において実質債務免除を実施。